

## 戦前期の漁業出稼ぎと青森地方職業紹介事務局

玉 真之介

### はじめに

出稼ぎは吉幾三の演歌「津軽平野」にも唱われているように、青森県とは切り離せないテーマである。とりわけ、戦前期における青森県の出稼ぎは、北海道・樺太・露領カムチャツカ方面への漁業出稼ぎに集中するという全国的に見て際だった特徴を持っていた。その点は、すでに戦前期に中島（一九三五）によって分析されている。本稿では、資料を補って、この特徴を確認するところから検討を始めた。

続いて北海道鯨漁業における出稼ぎ者の実態について検討した上で、その後の検討は出稼ぎ人夫の募集方法に焦点を定めた。北海道方面の漁業出稼ぎは、大正から昭和にかけて募集方法において大きく革新を見せるからである。それは、経営者、若しくは代理人が出張して前渡金を餌に漁夫をかき集める伝統的な形態から、市町村による「供給組合」の組織化へ、そして職業紹介所による紹介へと展開する。それはまた、漁夫争奪戦が展開さ

れた出稼ぎ人有利の需給関係から、恐慌により出稼ぎ口が急減し、出稼ぎ人には不利な需給関係への展開と重なっていた。

このような募集方法のある意味での近代化は、経済的弱者である出稼ぎ人を保護する役割を果たしたと言えるが、他方では、そうした行政介入により出稼ぎは青森県の農山漁村の経済社会により一段と強固にビルドインされ、戦後の出稼ぎ県としての体制を準備することとなったともいえる。

本稿では、こうした漁業出稼ぎにおける募集方法の变化をたどりながら、あわせて青森地方職業紹介事務局の活動を紹介したい。昭和五年に青森市に開設された青森地方職業紹介事務局は、単に青森県だけでなく、北海道・東北六県を管轄する広域機関であり、昭和十一年までという限られた期間ではあったが、季節的移動労働者の職業紹介事業の発展に大きく貢献するものであった。そうした広域を対象とする機関が青森市に置かれたことは稀であるという意味からも、青森市の歴史に記録とし

て残すべき対象と思われるのである。

### 一 戦前期の青森県における出稼ぎの特質

#### (1) 昭和戦前期における青森県出稼ぎの特徴

中島(一九三五)が掲載されたのは、「東北問題特輯」と銘打った『社会政策時報』一七四号である。この特集は、昭和九年に東北地方を襲った冷害凶作による飢饉が契機となって、いわゆる東北問題が政治問題化したことを受けた結果であった。そこに寄せられた様々な論考の中でも特に重要なのは、上田貞次郎・小田橋貞寿による「人口統計より観たる東北地方」であつて、そこでは東北地方の「異常に高き人口自然増加率」「移住の少なきこと、東北農民の不動性」などが人口統計から分析されていた。

この東北地方における「異常に高き人口自然増加率」の問題は、この時期に東北地方の農業問題を解く一つの鍵になることは、別稿においても強調したが(玉、一九九九)、出稼ぎを考へる場合も最初に踏まえるべき点である。実際、中島(一九三五)も、論文の冒頭でこの人口増加問題に触れ、「農業が真に必要なとする程度以上に余剰なる労力が其処に固着せしめられて居る」こと、一毛作にして農閑期が甚だ長いこと、「而も農閑期に適當なる副業を欠けること」などから、「今日の所差当り他地方への移住出稼が其の『窮乏』を僅かなりとも緩和する上に必要なる」と分析している(一九六〇八ページ)。

にもかかわらず、現実的には東北地方の出稼ぎが時期的にいつて「農閑期に於ける余剰労働力の消化に寧ろ余り役立って居らぬ」(一九八ページ)点を問題として指摘していた。

さて、中島が利用した資料は、中央職業紹介事務局が昭和三年から隔年で行なつた調査である。これは、都道府県に対して調査を依頼したもので、末端での調査方法は多様だが、「大体市町村をして調査に当たらしめて居る」ものである。中島が利用したのは、その内の昭和三年、昭和五年、昭和七年及びそれ以前に行われた大正十四年であるが、本稿では昭和九年・昭和十一年を追加して、その後の推

表1 青森県の出稼ぎ者数と全国に占めるその割合 単位：人、%

	男	女	合計	順位
昭和3年	15,764(2.91)	1,407(0.39)	17,173(1.90)	22
昭和5年	21,834(4.57)	1,043(0.35)	22,877(2.96)	9
昭和7年	21,141(3.82)	665(0.19)	21,806(2.41)	17
昭和9年	20,558(3.56)	1,148(0.28)	21,706(2.15)	16
昭和11年	33,369(4.32)	4,030(0.88)	37,399(3.08)	9

注) 中島(1935)・社会局社会部(1937)・厚生省職業部(1939)より。

移を補った。

表1は、青森県の出稼ぎ数の推移とその全国に占める比率、そして道府県別にみた順位を示したものである。この表から明らかとなる第一の点は、青森県の「出稼ぎが意外に振はざるものである」(二〇一ページ)という点である。昭和七年を例とすれば、二万一〇〇〇人という数は、全国一位の広島県(八万七〇〇〇人)、二位の新潟県(八万一〇〇〇人)には遠く及ばず、三万人を越える茨城・鹿児島・石川・富山・鳥根の諸県とも開きがある。ただし、岐阜県(二二二二二)・千葉県(一一三三三)・大分県(二二四四四)・岡山県(一一五五五)・長野県(一一六六六)とは僅差で、これが昭和五年と昭和十一年に順位が大きく上昇する一つの理由である。しかし、東北の他の五県と比較すると、秋田県(二万七〇〇〇人、二二二二二)・岩手県(二万二〇〇〇人、二九九九九)・福島県(九〇〇〇〇人、三六六六六)・山形県(七〇〇〇〇人、四二二二二)・宮城県(五〇〇〇〇人、四五五五五)と比べれば圧倒的に多く、東北地域では最大の出稼ぎ県であった。なお、青森と秋田の両県は、出稼ぎに関してはあらゆる面で似通った特徴を示すことも付け加えておく。

第二の特徴は、男女間の極端なアンバランス、換言すると女子出稼ぎが極端に少ないことである。全国総数の男女比は、どの年もおおよそ男六対女四であることを考えると、男子が常に九割をこえる青森県の男子出稼ぎへの偏りは全国でも際だっている(秋田県も同じ)。そして、男子だけの出稼ぎ数を取り出すと、例えば昭和五年には新潟県・鹿児島県に次いで第三位、昭和十一年では新潟

県に次いで二位となるなど、全国屈指の出稼ぎ県となる。つまり、出稼ぎ総数における予想外の結果は、西日本の諸県に見られる紡績業などへの女子出稼ぎが極端に少ないためであり、男子については全国有数のは出稼ぎ県だったのである。

続く第三の特徴は、表2に示されたように、職業別に

表2 職業別に見た出稼ぎ人数の推移 単位：人、%

	水産業	林業	工業	その他	合計
昭和3年	11,684(68.0)	1,469(8.6)	930(5.4)	3,090(18.0)	17,173(100)
昭和5年	16,040(70.1)	927(4.1)	448(2.0)	5,462(23.9)	22,877(100)
昭和7年	17,714(81.2)	1,164(5.3)	519(2.4)	2,409(11.0)	21,806(100)
昭和9年	17,856(82.3)	1,642(7.6)	758(3.5)	1,450(6.7)	21,706(100)
昭和11年	26,134(69.9)	2,518(6.7)	2,799(7.5)	5,948(15.9)	37,399(100)

注) 表1に同じ。

表3 行き先別に見た出稼ぎ人数の推移 単位：人、%

	北海道	樺太	カムチャッカ	千島	東京	神奈川	その他	合計
昭和7年(人数) (比率)	12,050 55.3	3,125 14.3	4,747 21.8	524 2.4	373 1.7	135 0.6	852 3.9	21,806 100
昭和9年(人数) (比率)	15,717 72.4	2,560 11.8	1,554 7.2	163 0.7	383 1.8	267 1.2	1,062 4.9	21,706 100
昭和11年(人数) (比率)	19,489 52.1	5,651 15.1	4,428 11.8	- -	1,666 4.5	742 2.0	5,423 14.5	37,399 100

注) 表1に同じ。

見て出稼ぎが水産業に極端に集中しているという点である。昭和七年・昭和九年は水産業は八割を越えている。それは、表3の出稼ぎ先が北海道・樺太・露領カムチャツカ・千島に集中していることとも表裏の関係にある。昭和七年・昭和九年では、以上の四地域の合計が九割をこえており、昭和十一年になってようやく東京・神奈川、その他の方面への出稼ぎが増え始めていることがわかる。

このように、昭和初期の青森県における出稼ぎは、北海道・樺太方面へ向けた男子の漁業出稼ぎに集中するという際だつて特徴的なものだったことが確認できるのである。

## (2) 出稼ぎの担い手

このような出稼ぎは、誰によって担われていたのか。この点については、戦後の農家出稼ぎのイメージから農業者によって担われていたと安易に想像しやすい。しかし、先に引用した中島(一九三五)が指摘していたように、漁業出稼ぎ

表4 漁業出稼ぎ者の出稼ぎ期間と収入

出稼ぎ先	漁種	出稼ぎ期間	出稼ぎ日数	一週間の普通所得				前渡金		
				船頭	下船頭	漁夫	雑夫	最高	最低	普通
北海道	鯨	3月～6月	120日	300円	200	100	50	250	50	90
樺太	鯨鮭鱒	4月～8月	120日	250	180	115	90	200	70	100
カムチャツカ	蟹鮭鱒	5月～9月	130日	300	200	120	100	250	70	100
サカレン島	鮭 鱒	6月～11月	180日	300	170	130	100	250	60	100
エトロフ	鱒	6月～11月	140日			100		90	70	90
露領沿海州	蟹鮭鱒	4月～9月	120日		300	120	110	120	70	90

注) 青森県出稼組合連合会(不明)より

の出稼ぎ期間は農閑期ではなく、むしろ春先の農繁期であった。表4は、青森県出稼組合連合会による昭和二年についての調査であるが、出稼ぎ期間は北海道でこそ三月から六月という春先に止まるが、その他は春先から秋

表5 本業別漁業出稼ぎ者数の地域分布(昭和2年)

	農業者	漁業者	商工業その他	合計
東津軽郡	738	1,066	78	1,882
西津軽郡	1,524	660	108	2,292
中津軽郡	108	59	27	194
南津軽郡	809	96	55	960
北津軽郡	221	426	21	668
上北郡	2,718	1,811	129	4,658
下北郡	191	806	59	1,056
三戸郡	1,111	1,443	490	3,044
合計	7,420	6,367	967	14,754

注) 1. 表4に同じ  
2. 原資料は、町村の数字のみで郡別の合計はない。また、各項の数字の合計が町村の合計と一致しない町村が2、3あるため、総合計は項目数毎の数字の総計を出した。

にかけての農繁期とまったく重なっている。こうしたことから、漁業出稼ぎの主なる担い手は農業者ではなく、漁業を本業とするものであったという見方もできる。

しかし、当時の文献の中に、「本県ノ農家経済ヲ見ルニ主トシテ地主自作農ハ米、苹果菓工品ヲ生産シ小作人ハ米ノ生産北洋漁場ノ出稼等ヲ以テ生計ヲ維持シ来リ」(農林省農務局、一九三一、一七ページ)といった指摘もあり、出稼ぎの担い手が農業者と峻別された漁業者だけであったとは考えられない。その点で農業者・漁業者別に出稼ぎ者数を示した貴重な資料が表5である。

この表から、昭和二年当時の漁業出稼ぎは、農業者と

漁業者がほぼ半々であり、商工業その他も一〇〇〇人近くいたことがわかる。地域別に見ると、西津軽郡と上北郡で農業者が多く、東津軽郡と上北郡・三戸郡で漁業者が多い。この農業者と漁業者の割合は町村単位でかなり偏っており、農業者の多い町村は、上北郡の甲地村（五〇一人）、天間林村（四二八人）、野辺地町（四四二人）、東津軽郡奥内村（三〇八人）などとなっており、西津軽郡の町村は、一〇〇人から二〇〇人の間の町村が七町村とまんべんなく広がっている。一方、漁業者の多い町村は、上北郡三沢村（一二一四人）、三戸郡湊村（一一四八人）、下北郡大畑村（四七五人）、東津軽郡平館村（四一人）など、農業者よりも特定の港町に集中して分布している。さらに、商工業者その他については、三戸郡八戸町（一七五人）、市川村（一三〇人）が際だつて多い町村である。また、男女的に見ると、女子の総数は一四八人で、やはり全体の割を占めるにすぎない。

このように、この時期の漁業出稼ぎ者は、半ば近くは沿岸部に位置する町村の漁業者を中核とするものであったが、ほぼ半数は東津軽郡・西津軽郡・中津軽郡・上北郡・三戸郡等に広く分布する町村の農業者であったことがわかる。おそらく、船頭・下船頭等は漁村の漁業を本業とするものであり、農業者は主に漁夫や雑夫といわれる部分であっただろう。また、出稼ぎ期間が農繁期と重なるという特徴を考え合わせると、農業者の場合も耕作面積の極めて小さい小作農家やそうした農家の次三男層が主要な担い手であったと考えていいであろう。

## 二 北海道鯉漁業と出稼ぎ労働の実態

### (1) 北海道鯉漁業と出稼ぎ労働

ここでは、北海道庁（一九二三<sup>2)</sup>と東京地方職業紹介事務局（一九二五<sup>3)</sup>の二つの資料に基づいて、当時の漁業出稼ぎの太宗であった北海道鯉漁業の実態を見ておくことにしよう（以下、引用については、前者を北海道、後者を東京としてページ数を記す）。

まず、鯉漁業の産業的位置については、北海道水産業の「生産総額実二億二千万円ニ達シ本邦水産総額約四億円ニ対シ四分ノ一ヲ占メ道内産業トシテ第三位タリ」

表6 北海道鯉漁業労働者の出身地 単位：人、%

	船頭	下船頭	漁夫	合計
北海道	653(43.0)	602(39.5)	12,413(36.7)	13,668(37.1)
青森県	607(40.0)	634(41.6)	14,594(43.1)	15,835(43.0)
秋田県	201(13.2)	215(14.1)	5,276(15.6)	5,692(15.4)
岩手県	46( 3.0)	63( 4.1)	1,389( 4.1)	1,498( 4.1)
宮城県	—	—	21( 0.1)	21( 0.1)
新潟県	1( 0.1)	1( 0.1)	4( 0.0)	6( 0.0)
富山県	7( 0.5)	7( 0.5)	102( 0.3)	116( 0.3)
石川県	3( 0.2)	2( 0.1)	25( 0.1)	30( 0.1)
福井県	—	—	1( 0.0)	1( 0.0)
合計	1,518(100)	1,524(100)	33,825(100)	36,867(100)

注) 北海道庁(1923)より。

(東京、三ページ)、その中にあって「鯨ハ本道漁獲物中ノ太宗ニシテ主要水産物総価格ノ四割六分ヲ占ム」(同)とあるように、鯨漁業は当時の北海道における主要な産業であった。しかも、それを支えていたのが、東北・北海道からの出稼ぎ労働であった。

表6は、鯨漁業労働者の出身地別の数字であるが、青森県が最大の供給地で全体の四三パーセントを占め、次に北海道内、そして秋田県・岩手県という順番となっている。ここからも、北海道の鯨漁業を青森県からの出稼ぎ者が実質的に担っていたことが見て取れる。

漁期、及び出身地については、すでに前項で見たので、ここでは青森県出稼ぎ者の就業地について見ると、表7のように日本海及びオホーツク海に面する沿岸町村に広く分布している。しかも、船頭と下船頭はほぼ同数、また漁夫も船頭数と強い相関を

表7 青森県出稼ぎ者の就業地

単位：人

	船頭	下船頭	漁夫	合計
留萌支庁	64	63	1,253	1,380
後志支庁	319	339	8,073	8,731
宗谷支庁	161	176	4,270	4,607
網走支庁	5	4	66	75
石狩支庁	58	52	932	1,042
合計	607	634	14,594	15,835

注) 表6に同じ

持っていることがわかる。

次に実際の漁業形態は、産卵のための群来する鯨を待つて沿岸部で建網を使って捕獲するのが一般的で(「総水揚高ノ七割以上ハ建網」(東京、五ページ)、建網一統につき川崎船七隻が通常の構成であった。また、漁労操作については、一般に夕刻時に群来するのを船頭が見極め、建網へ追い込んだ鯨を九から一人が乗り込んだ保津船といわれる運搬船で沿岸へ運び陸揚げし、それを地元から集まったモッコを背負った女などが廊下といわれた納屋に運ぶ作業が夜中から行われた。一回の沖揚げは二時間ほどで終わるが、いつ時化るとも知れぬ天候を気遣いながら保津船からの陸揚げが間断なく続き、豊漁の時には三日三晩続くこともあったという(同、六ページ)。

このように実際の漁労操作は、機械力の応用困難な人力作業で、しかも短期日に集中し、しばしば船頭の長年の勘に依存するものであった。一回の群来が終わると一週間程度は、群来は予想されず、その間に漁夫は船から下りて網の補修やそれ以上に生産物の加工作業に従事した。生産物の第一は搾粕肥料で、小樽より伏木・大阪方面へと移出される(東京、八ページ)。一方、副産物の鯨油は、工業用として神戸・大阪・横浜・東京方面へ移出された。食用に回されるものも多く、食料品としては、身欠鯨・数の子・塩蔵鯨・薫製・背割鯨・二つ割鯨などがあった(同上)。

以上からも分かるように、北海道の鯨漁業は、沿岸町村に広く分布するもので、船・網・納屋・加工施設など

の資本の程度も知れており、その規模は大小様々であったとはいえ同族経営程度のもが多かった。建網一統に対する標準的労働構成は、船頭一人に漁夫二十七人、それに炊事夫一人、帳場一人、陸揚げ一人の三二人で、あとはその時に応じて周辺からの臨時雇いで補充するという程度のものであった。大正十二年の北海道庁の調査では、道内三四村の経営者数は一〇三一人、建網数は一六五九であった。つまり、一経営体当たり建網一から二統程度であったことがわかる。こうした鯨漁業の経営者にとっては、優秀な漁業労働者の確保は様々な意味で死活的であったといえる。

(2) 出稼ぎ漁夫の募集形態と給料支払

北海道庁がこのような調査を実施した理由に関しては、こうした出稼ぎ者の募集が「各事業主又は経営者の募集に任せて雇主と労働者間に確なる職業紹介の施設なきため雇主は募集に多額の費用を投じて而も困難を感じ反面には多数労働者中には二重三重に身売りして前借金を詐取する者或は不良周旋屋の手にかかりて浮目を見るものなど少なからざる等弊害統出の有様にて」と「序説」にある。一応最後に不良周旋屋による出稼ぎ漁夫の問題に触れられてはいるが、重点はむしろ募集費用の騰貴や二重、三重に前渡金をかすめ取る漁夫対策にあったと見ることが出来る。

当時の募集の形態は、①経営者自身若しくは代人出張して雇入るもの、②船頭に雇入れ方一切を託すもの、③

口入れ業者に託して募集するもの、④その他のもの（永年の雇用関係から毎年漁期に自ら経営者の下に赴くものなど）の四つの形態があり、青森県の数字を示せば表8のように、①の形態が七割を占めていた。このような形態が支配的となる理由について同調査は、「各経営者の漁場状況を十分に知悉したる漁夫にして而も能力優秀且人物善良なるものを雇入る」が緊要であるが、「本道の漁場をしらざるに拘らず知悉せるが如く偽瞞せむとするもの等あり為に人物詮衡を厳密に」するためとしている。労働者の善し悪しが経営にとって死命を征する点であるだけに、経営者自身又は信頼の置ける代人が直接に選考する必要があるためである（北海道、二八ページ）。

こうして「毎年早きは十一月下旬遅きも十二月上旬には経営者若しくは代人が各々募集地に出張して十二月末乃至一月末頃迄滞在して募集に努むるなり」（同、

表8 漁夫募集の方法（青森県）

単位：人、%

	船頭	下船頭	漁夫	合計	参考
経営者自信若しくは代理人出張して	398(65.6)	446(70.3)	10,264(70.3)	11,108(70.1)	(71.2)
船頭に雇入れ方一切を託す	105(17.3)	108(17.0)	2,481(17.0)	2,694(17.0)	(17.1)
口入れ業者に託す	49( 8.1)	35( 5.5)	1,055( 7.2)	1,139( 7.2)	( 5.3)
その他	55( 9.1)	45( 7.1)	794( 5.4)	894( 5.6)	( 6.4)
合計	607(100)	634(100)	14,594(100)	15,835(100)	(100)

注) 1. 表6に同じ  
2. 参考の欄は、府県からの募集合計の比率

二九ページ)とある。なお、「青森県下には従来より漁夫募集周旋屋あり一、二を挙げれば御所河原町に越屋多助、一戸反助、漁夫募集合資会社其他二、三あり弘前市には三上某、桜庭百助其他黒石村には岡崎某等あり」(同)ともある。

次に、給料の支払方法については、「毎年十二月中募集契約成立と同時に九割五分乃至十割を前渡す、漁夫は此の前渡金に依りて年越をなし正月を迎ふるか如き状態なるか為勢安くとも契約に応ずる傾向あると経営者側よりすれば約四ヶ月に前渡をなすか故に金利を考慮せざるへからず是給料の低廉なる重要な理由と認められる」(同、四二ページ)とある。つまり、この前渡金への依存が給料低廉ページの一つの根拠であったが、出稼ぎ者の側でも「急速に契約を為さず巧に給料の釣上策を講ずるを以て勢競争を免れず、・・・何等かの名目の下に割増を附して漸く雇い入る有様なり」(同、二九ページ)ともある。

なお、就業期間中の賄いはすべて経営者負担で、このほかに、「九一」と称して、漁夫の勤怠成績に応じて賞与として分配する制度や大漁の年は特別手当を九一のほかに渡すこともある。「其他慣例として安着祝(餅三合、又は赤飯三合酒一合位)網卸し祝(酒五合、餅五合、又は素麺三把位)廊下祝(酒四合、餅三合、又は赤飯三合位)切揚祝(酒五合、素麺三把位)等の祝宴を催す」(同)とされている。

このような契約ではあったが、先の二重三重に契約を

するものに加え、前渡金を得て後に逃亡するもの、違約するものがあつた。この調査では、総計三万六、八六七人に対して、逃亡者・違約者は六六一人(一・八パーセント)と記されている。ただし、このうちの五五三人は道内からの出稼ぎ者で、青森県からは七九名(〇・五パーセント)に過ぎず、むしろ少なかったと言える。それでも、「無頼ノ徒ハ雇主ニ対シ借倒シ、逃亡、違約等ヲ敢テ為シ大正十三年調ニヨレバ実ニ漁場各所ニ亘リ百三十四人損害総額三千八百八十一円二達セリ」(東京、二ページ)とある。さらに、「近時内地諸産業勃興ノタメ、労銀從テ高騰シ、彼等ノ収入亦昔日ノ比ニ非ザルヲ以テ漁夫及雑夫ノ欠乏ヲ訴へ、給料前渡金亦高値ヲ唱へテ雇庸ニ応スヘクモアラザルガ故ニ経営者側ニ於テ前貸金ノ暴騰ト経営者間ノ労務者募集戦トヲ避ケントテ努メタリシモ、体勢既ニ如何トモスルコト能ハス」(同、一五ページ)とあるように、漁夫の募集は経営者にとって一段と困難を加えていたのである。

### 三 出稼者供給組合による漁夫紹介

このような状況から、まずアクションを起こしたのは、鯨漁業を主要な産業とする北海道庁であつた。すなわち、「北海道庁ハ大正十二年七月内務省ニ於ケル社会課長會議ニ於テ特種ノ紹介機関ヲ設置シテ、鯨漁業労働者ノ需給調節ヲ図ルノ急務ナクコトヲ告ゲ、引続キ一道九県ノ主務課長會議開カレ、各県トモ詳細ナル調査ヲ為シ改メ



テ協議スルコトニ打合セタリ」(東京、一七ページ)とあるように、北海道庁は内務省社会局が進めてきた職業紹介事業に対して鯨漁業に対する特別の対策を求めたのである。

それというのも、内務省社会局が進めてきた職業紹介事業は、第一次大戦後の反動恐慌によって生じた都市失業者を主なる対象とした事業であるために、農村部の出稼ぎ労働者は全く念頭に置かれていなかった。北海道庁(一九二三)の「序説」にも、下記のようにその問題が明確に指摘されていた。

「かくて我国は職業問題に就いて種々施設改善を加え職業紹介法を施行し社会局に職業課を設け中央職業紹介事務局、東京、大阪地方職業紹介事務局の外全国各地に職業紹介所を設置して之が活動を促し将来の施設見るべきものあらんとす翻つて本道の現況は函館、小樽、札幌、釧路の各市に五カ所の職業紹介所を設置したりと雖も其の事業成績不振を免れざるは極めて遺憾の事にして之が原因種々あるべしと雖も就中主要なる理由は季節的移動労働者の職業紹介に関して何等画策する事なきによるものと言はざるべからず」(一ページ)。

ここからもわかるように、問題は第一に、職業紹介所が都市に設置され、農山漁村における出稼ぎ者の職業紹介には役に立っていないこと、第二には、年の暮れから正月に集中する季節的な移動労働者に対する特別の対応策が採られていないことであった。ここから北海道庁が強く要望したのは、「北海道対東北諸県ヲ地域トスル季

節的職業紹介機関設置」(東京、一八ページ)であった。

しかし、北海道庁の要請と関係各道県による調査・協議の結果、最初の対応策として大正十三年に出されたものは、季節的職業紹介機関ではなく、「資料」のように出稼漁夫供給組合の設置であった。

#### 〔資料〕

社発第二部第五〇三号

大正十三年十一月十五日

社会局長官

北海道、青森、秋田、岩手、新潟、富山、石川、宮城  
各地方長官 殿

北海道鯨漁業労働者紹介ニ関スル件通牒

標記ノ件ニ関シテハ従来紹介方法並供給地ト需要地トノ連絡方法等ニ付調査攻究ヲ進メ居リ候処今般北海道函館市ニ関係各道県主務職員ヲ召集シテ協議ヲ重ネタル結果別紙要領ノ通協定致候ニ付テハ大体其ノ趣旨ニ基キ大正十五年度ノ漁期ヨリ実施致度希望ニ有之候條右御承知ノ上可然御措置相成度

北海道鯨漁業労働者紹介要領

北海道鯨漁業労働者ノ雇入ニ関シテハ従来漁業経営者ニ於テ各別ニ募集シ来リタルモ特種ノ弊害アルヲ以テ左記要領ニ基キ東京地方職業紹介事務局之ガ需給調節ヲ図リ関係道県庁及市町村長ニ於テ協力事務ニ従フモノトス

## 第一、一般方針

一、鯨漁業労働者ノ紹介ハ主トシテ市町村長之ニ当リ供給地市町村ニ於テハ必要ニ応ジ出稼漁夫供給組合ヲ設ケ其ノ組合長ハナルヘク当該市町村長ヲ以テ之ニ充ツルコト

二、市町村長又ハ出稼供給組合長ハ出稼漁夫ヲ取纏メ団体紹介ヲ為コト

三、市町村長又ハ出稼供給組合長ニ於テ出稼漁夫ヲ取纏メ漁業経営者又ハ其ノ代理人ト雇庸契約ヲ為ス場合ハ市町村長又ハ職業紹介所ノ設アル市町村ニ於テハ職業紹介所長立会スルコト

四、鯨漁業労働者所要員数ニ過不足アルトキハ東京地方職業紹介事務局ニ於テ需給調節ヲ図ルコト

五、原則トシテ前年漁期ノ雇庸関係ヲ踏襲スルコト但シ地理的關係等ヨリ右雇庸関係ヲ踏襲セシメサルヲ便宜ト認ムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

(第二、手続以下略)

出典) 中央職業紹介事務局 (一九二九)、一一一―一二三ページ。

表9 設立年次別出稼供給組合数

	大正13	大正14	大正15	昭和2	昭和3	合計
北海道	1	1	22	8	1	33
青森県	—	99	11	2	—	112
秋田県	—	55	14	3	—	72
合計	1	155	47	13	1	217

注) 中央職業紹介事務局 (1929) 14ページより。

この出稼供給者組合は、「それ以前に既に新潟県岐阜県等に於て製糸女工の供給を目的として存在した女工供給組合を模倣したもの」(中央職業紹介事務局、一九二九、六三ページ)といわれる。ともかくこれを受けて青森県では大正十四年十二月に県外出稼者組合規則<sup>4)</sup>を制定し、組合設置を促した結果、表9にあるように、昭和二年までに一一二の創立を見た。郡別の内訳では、東津軽郡に一四、西津軽郡に一九、中津軽郡に七、南津軽郡に二四、北津軽郡に一二、上北郡に一一、下北郡に四、三戸郡に二一となっている。また、組合員は、出稼者<sup>5)</sup>と賛助者となつてゐるが、大半は出稼者で、組合員の多い組合は、東津軽郡では平館村の六二五人、蟹田村の四〇八人、西津軽郡大戸瀬村の六一七人、上北郡三沢村の一三五六人、浦野館村の四三二人、天間林村の四二五人、六ヶ所村の六五〇人、甲地村の八〇六人、下北郡大畑村の五五三人、田名部町の四四二人、三戸郡市川村の五七六人、湊村の四〇〇〇人などであり、総計は二万一五四三人であつた(同)。

この組合の設立によつて、漁業経営者はまず供給地の市町村当てに希望する出稼者の氏名を記した「雇入申込書」(第一号様式)を提出し、それに基づいて各供給組合が東京地方職業紹介事務局宛に出稼者の希望先を記した「出稼申込書」(第二号様式)を提出する。それを元に東京地方職業紹介事務局で、所要員数の需給調節を行つて後、供給組合長の立ち会いの下で雇用者と出稼者との間で契約が交わされ、最後に「雇入決定通知書」

(第三号様式)が雇用者側から市町村長と東京職業紹介事務局へ提出される。また、組合からは大正十四年の北海道出稼人証明規則の改正により、組合長による出稼証明書、また出稼ぎ手帳が組合員に発給されるのである。

その過程で組合は、「雇庸主ト組合員ノ間ニ立チ雇庸契約ニ関シ協定ヲ与ヘ且ツ賃金受払及出稼帰還其他ニ関シ斡旋」(同、一六ページ)するとともに、組合員保護施設として「組合員疾病乃至死亡ノ場合ハ医薬金及弔慰金ヲ給与セリ又契約締結後事故ノ為メ出稼不能ニ帰シ契合金返還シ能ハサル場合ハ情状ニ依リ組合ニテ弁償スルノ方法ヲ講ジツツアリ」(同、一七ページ)といった活動も行った。

もう一つの重要な供給組合の特徴は、雇用者からの手数料の徴収である。これはどの組合でも一律に一人の出稼ぎ紹介に対して、雇用者側から一円五〇銭を徴収しており、これが組合における主要な収入源であった。しかし、このことは、出稼供給組合の活動が、内務省社会局が進めてきた職業紹介の無料主義に反するものであったことを示している。また他方でそれは、北海道庁が季節的職業紹介機関の設置を求めたのに対して、供給組合が設立されることとなった理由を示すものでもある。というのも、職業紹介所は、市町村が経費を負担せねばならず、国から経常費の六分の一の補助があるとはいえず、経済的に乏しい農山漁村においては無料主義に立つ職業紹介所の開設は難しかったからである。

とはいえず、ともかく供給組合の設立により、北海道方

面への漁業出稼ぎはそれ以前と比べれば市町村を単位としてより組織的となり、組合長が市町村長であることから行政のコミットも強まったといえる。にもかかわらず、中央職業紹介事務局による出稼供給組合への評価は、以下のようにきわめて厳しいものであった。

「出稼供給組合は明かに公設職業紹介の一機能を分担するものとして設立され非常に組織的にも連絡されて居り、加之に關係当局の斡旋により迅速に普及し今や供給地の殆ど総てに設置を見るに至りその供給取扱成績も統計上に於ては相当見るべきものがあるが如き觀を呈しているが最初企画せられたる需給両地並に職業紹介機関との連絡は全く実施を見るに至らず、個々の組合は独立に供給をなしているにすぎないからその目的の一たる募集費の軽減は到底望まらるべくもない。即ち需給両地の連絡を欠くため雇用主又はその代理人は組合設置以前と同様、募集のため供給地に来るを要し、従つて募集費は殆ど軽減されず、否寧ろ供給手数料を加ふるに至つたとも考えられる。

他方組合員の団結力殆どなきため組合は全く無力である、故に現在行われている賃金協定の如きも結局一の形式と化し、その実行を挙ぐるを得ない結果に陥っている。協定を実行あらしめるためには当事者は対等の地位にあらねばならない、被庸者が雇用主との協定を自己に有効に展開せしめ之を実行あらしめるためには法規に因る保護によるか団結の力による外ない。然るに現在に於ては出稼漁夫供給組合は法規に依る保護は全くあたへられて

いない」(中央職業紹介事務局、一九二九、六三―四ページ)。  
長文の引用となったが、出稼供給組合の組織面、数字上での地位に対して、その実体面においては行政的に作られた組織の常として内実が伴っていないという中央職業紹介事務局の厳しい認識が示されている。それゆえに、この出稼漁夫供給組合は、「公設職業紹介機関の普及せられるまでの過度的機関」(同)とされたのである。このような状況から、公設職業紹介機関の設置を普及する使命を担って昭和五年に青森市に開設されたのが青森地方職業紹介事務局だったのである。

#### 四、青森地方職業紹介事務局の活動

##### (1) 全国的に見た職業紹介事業の展開

こうして青森地方職業紹介事務局(以下、青森事務局と略す)の活動を紹介するところまで来たが、その全国的な位置づけを明らかにするために、再度第一次大戦後にまで遡って、内務省社会局が進めてきた職業紹介事業をめぐる全国動向を簡単に見ておくことにする。

繰り返しとなるが公設の職業紹介所が開設される契機となったのは、第一次大戦後、大正九年の反動恐慌による都市における失業問題の深刻化である。すでに大正八年には京都市・大阪市・横浜市・横須賀市・和歌山市が職業紹介所を設置していた。翌九年には東京市も職業紹介所を設置し、内務省としてもこうした職業紹介所の相互連絡を図るため通牒をもって中央職業紹介所を設置し

た。大正十年には社会事業調査会の答申を受けて政府は職業紹介法を帝国議会に提出し、同年四月には公布、七月から施行となった。この法律は、大正八年第一回国際労働会議以来の世界的な流れを受け、①国の事業として市町村長の管掌の下に全国統一的に行うこと、②無料主義を原則とすること、③全国の連絡調整を図るため中央及び地方職業紹介事務局をおくこと、④経費は市町村の負担となるが、国が一部を補助すること、などを内容としていた(労働省編、一九六一、一七七ページ)。これを受け、内務省に中央職業紹介事務局、東京と大阪に地方職業紹介事務局が設置され、中央職業紹介所は廃止となった。

こうして職業紹介事業が活動を開始したが、最初に取られた課題の一つは、営利職業紹介事業の取締である。すなわち、政府は内務省令をもって営利職業紹介事業取締規則を昭和二年より施行し、営利職業紹介に伴う弊害と認められる点について取締方法を定め、職業紹介所の名称の使用を禁止し、新規の営業許可は特に必要と認められる場合のみに許可することとした(同、五四五頁)。また、その他の職業紹介事業として、「知識階級の職業紹介」や、前項で述べた「出稼漁夫供給組合の職業紹介」、そして「製糸女工の移動紹介」、「家庭内職紹介」などが個別的に取り組まれた(同、六〇三―十二ページ)。  
こうした事業展開の中で、大正十四年に名古屋市、昭和二年には福岡市にそれぞれ地方職業紹介事務局、昭和五年に青森市に青森地方職業紹介事務局、昭和六年には

長野と岡山にそれぞれ地方職業紹介事務局が開設されている。その後昭和恐慌による失業問題の深刻化に伴い、昭和八年に内務省社会局、中央および地方職業紹介事務局に失業応急事業関係専任職員が設置されたが、そのころより市町村営の職業紹介所を国営に改めることを求める機運が高まり、昭和十一年には職業紹介法が改正されて、道府県の地方長官が職業紹介の連絡調整指導監督に当たることとなった結果、中央および地方職業紹介事務局は廃止されることとなった。青森地方職業紹介事務局もこの時点で廃止される。さらに、昭和十三年には、再び職業紹介法が改正され、職業紹介は明確に国営となり、同年に設置された厚生省内の職業部の管轄となつて、国営の職業紹介所が全国一九六か所設置されたのである（同、年表）。

## (2) 青森地方職業紹介事務局と出稼漁夫職業紹介

昭和五年六月に青森市に北海道・東北を管轄する地方職業紹介事務局（以下、青森事務局と略）が開設された背景には、見てきたように北海道・東北地域における漁業出稼ぎのウエイトの重さ、その中でも青森県の中心的な位置、そして出稼漁夫供給組合の抱える問題などがあつた。その意味からも、青森事務局は季節的な漁業出稼ぎ者に対する職業紹介において中心的役割を期待されていたといえるが、この課題に対する取り組みが具体化するのには、昭和六年五月、内務大臣から「管内ニ於ケル季節の出稼労働者ノ職業紹介ニ関シ一層其ノ実績ヲ挙クルニ

有効適切ナル施設ニ関スル其ノ会ノ意見如何」の諮問がなされて以降のことである。

これを受けて青森地方職業紹介委員会は特別委員会を設け、答申案を審議検討し、一三項目からなる「季節の出稼労働者職業紹介施設要綱」（労働資料センター、一九三三）を決議答申する。その第一は、「現在職業紹介所ノ分布未ダ充分ナラサルト共ニ其ノ内容亦貧弱ナルモノ多キヲ以テ速ニ之カ普及並充実ヲ図ルコト」であつた。具体的には、季節的な紹介所、専任職員の配置、補助金の増額、などである。また、青森事務局による相互連絡の円滑、監督指導の強化（第二）や季節的労働者に対する調査、労働者の登録（第五）、など全般として出稼漁夫に対する職業紹介事業の体制強化が強く打ち出された。そして、それまでの出稼漁夫供給組合については、「第七、職業紹介所々在地方ニ於ケル出稼労働者供給組合ハ之ヲ廃止シ必要ニ応ジ専ラ出稼労働者ノ保護共済ヲ目的トスル組合（保護組合）ヲ設クルコト」と保護組合への変更が打ち出された。また、「第十、季節的出稼労働者ニ対スル技術ノ養成其ノ向上ヲ図ル為關係地方公共団体、出稼労働者保護組合等ニ於テ職業補導ノ施設ヲ講スルコト」とされている。さらに、「第十二、労働者募集従事者営利職業紹介業者ニ対スル取締ヲ一層厳ニシ其ノ弊害ノ排除ニ努ムルト共ニ職業紹介所々在地ノ市町村内ニ於ケル季節的出稼労働者ノ募集ハ之ヲ禁止スルノ方途ヲ講スルコト」と、営利職業紹介排除の方針も明確にされている。出稼漁夫供給組合も手数料を取っていた点

では営利職業紹介機関であり、その意味でもこの要綱は漁業出稼ぎ者についても無料職業紹介の原則を貫徹させるところに主眼が置かれていたと見ることが出来る。

青森事務局はこの答申決議を受け、「直チニ局員ヲ派遣シテ漁労操作ノ實際ヲ視察調査シ或ハ各地ニ雇主側ト職業紹介所トノ意見交換ノ懇談会ヲ催サシメ各方面ノ事情ヲ参考ニシテ」(青森地方職業紹介事務局、一九三二)、昭和六年十二月に①求人に関する措置、②求職に関する措置、③連絡方法、④紹介方法、⑤就職旅行に関する措置、⑥就職者保護に関する措置、の六項目について取りまとめた「出稼漁夫職業紹介要綱」(労働資料センター、一九三二)を作成した。その基本的特徴は、これまで需要地と供給地の間の連絡が不十分であったことを反省し、求人については需要地の職業紹介所が「事業主台帳」に基づいて受け付け、求職者は供給地の職業紹介所で受け付け「出稼希望者名簿」を作成することにして、青森事務局が間に入って日報制で両者の連絡を取り合うことで職業紹介の円滑を期そうというものである。

この要綱作成に続いて、この趣旨を徹底する目的で昭和六年十二月に開催されたのが出稼漁夫職業紹介事務打合せ会議であった。表10は、その参加者名簿である。北海道・青森県・秋田県・岩手県・山形県から関係者がかなり多数出席している。また、青森県の脇野沢村・鯉ヶ沢村・百石町・三沢村など職業紹介所を開設していない町村の町村長も出席している点が注目される。これらの町村ではこの会議の後、直ちに職業紹介所が開設されてい

表10 出稼漁夫職業紹介事務打合せ会議出席者名簿 (昭和6年12月10日)

役 職	氏 名	役 職	氏 名
中央職業紹介事務局事務官	齊藤 亮	弘前市職業紹介所長	乳井 英夫
青森地方職業紹介委員会委員・青森県学務部長	石建国次郎	八戸市職業紹介所長	久保 節
青森地方職業紹介委員会委員・青森市長	北山 一郎	々々々 書記	山中 忠吉
青森地方職業紹介委員会委員	坂本 作平	大畑村職業紹介所書記	村林 源助
青森地方職業紹介委員会委員	奥寺金五郎	田名部町職業紹介所書記	西山 左武
青森県社会課長	今泉 房吉	青森県脇野沢村長	川岸 謙吉
青森県属	高野 思郎	々々々 鯉ヶ沢町長	北村 誠一
青森県特別高等課長	久山 秀雄	々々々 百石町長	母良田岩太
青森県警部	井上末次郎	々々々 三沢村長	平出利根次郎
函館水上警察署長	菊池 金司	盛岡市職業紹介所事務員	松本 久静
北海道庁属	桐越 信雄	秋田市職業紹介所主事	武石節之助
秋田県社会事業主事補	郷間与三郎	土崎港町職業紹介所書記	三浦 貞吉
岩手県社会事業主事補	佐々木文堂	能代港町職業紹介所主事	小助川慶麟
札幌市職業紹介所長	桜井 秀夫	大館町職業紹介所事務取扱	佐藤 考三
函館市職業紹介所長	佐々木鐵三郎	本庄町職業紹介所事務員	佐藤 憲蔵
函館東部職業紹介所長	林 儀作	八森村岩館村組合職業紹介所書記	佐々木市松
々々々 主事	柘村勇次郎	秋田県濱田村長	齊藤 治松
小樽中央職業紹介所長	西尾瀧次郎	鶴岡市職業紹介所書記	秋野 光民
増毛町職業紹介所所長	佐藤敬之助	酒田町職業紹介所書記	金内 政治
青森市職業紹介所長	神野 耕作	岩手県金田一村	島野 多吉
々々々 事務員	大山 重三	秋田県松ヶ崎村	佐藤 憲一
々々々 事務員	小笠原精治	金浦町職業紹介所長	桐田 多仲

注) 労働資料センター (1933) より。

ることからも、「出稼漁夫職業紹介要綱」の制定とこの会議が、北海道・東北地域における漁業出稼者を対象とした職業紹介所の開設普及の実質的な契機であったと見て間違いないであろう。

表11は、管轄地域における職業紹介所の普及状況を年次別に見たものだが、昭和五年の時点における職業紹介所の開設状況は、北海道が最も多く一四、続いて宮城県、青森県については青森市・弘前市・八戸市の三か所に過ぎなかった。就職者数も北海道の九〇〇〇人が最も多く、青森県は二二七〇人程度であった。しかし、それが昭和六年十二月の会議の後、青森・岩手・秋田の北東北三県では、職業紹介所の開設と就職者数の増加が順調に進んで、青森県を例に取れば、紹介所は二一か所、就職者数も二万四〇〇〇人を超えている。これに対して、宮城・福島・山形の三県では職業紹介所の開設も就職者の増加もあまり進んでいない。この明かな地域性は、

表11 北海道・東北諸県における職業紹介所の普及

	昭和五年		昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年	
	紹介所	就職者数	紹介所	就職者数	紹介所	就職者数	紹介所	就職者数	紹介所	就職者数
北海道	14	9,045	21	11,126	18	15,416	18	27,654	21	39,316
青森	3	2,722	7	9,156	16	14,695	19	20,836	21	24,642
岩手	4	2,951	9	1,998	15	4,736	19	8,856	19	12,409
宮城	9	956	2	2,688	2	2,090	3	2,241	4	2,625
福島	4	832	4	19,567	4	3,843	5	3,669	5	4,389
山形	2	2,480	4	5,298	4	5,844	4	6,268	4	8,443
秋田	4	2,312	20	10,019	32	14,060	34	14,691	39	18,747
合計	40	21,298	67	60,613	91	60,693	102	84,216	113	110,571

注) 青森地方職業紹介事務局 (1935) 80~81ページ。

表12 青森県職業紹介所一覧

職業紹介所名	設立	職員その他	予算	連絡すべき市町村
青森市職業紹介所	T14.5	長(専)専2 独	6,056	青森市、東津軽郡(筒井村・浜館村・東獄村・野内村・高田村・横内村・滝内村・荒川村・大野村)
八戸市	〃 S2. 6	長(兼)専1兼1 独	2,681	八戸市、三戸郡内各町村(但市川村・館村ヲ除ク)
弘前市	〃 S3. 8	長(兼)専2 独	2,366	弘前市、中津軽郡内各町村
田名部町	〃 S6.11	長(兼)専1	589	下北郡(田名部町・大湊町)
百石町	〃 S6.12	長(兼)専2 季	150	上北郡(百石町・下田村)、三戸郡(市川村)
脇野沢村	〃 S6.12	長(兼)専1 季	165	下北郡(脇野沢村・川内町)
三沢村	〃 S7. 1	長(兼)専1兼2	772	上北郡(三沢村・六戸村)
鱒ヶ沢町	〃 S7. 1	長(兼)専2兼2 独	951	西津軽郡内各町村
大畑村	〃 S6. 5	長(兼)専1	532	下北郡(大畑村・風間浦村・大奥村・佐井村)
一本木村	〃 S7. 2	長(兼)専1兼1	365	東津軽郡(一本木村・平館村)
三厩村	〃 S7. 2	長(兼)専1兼1	709	東津軽郡(三厩村・今別村)
後潟村	〃 S8. 1	長(兼)専1兼1 季	204	東津軽郡(後潟村・蓬田村・蟹田村)
三戸村	〃 S9. 5	長(兼)専1兼4	954	三戸郡(三戸村)
油川町	〃 S8. 5	長(兼)専1兼1	386	東津軽郡(油川村・新城村・奥内村)
野辺地町	〃 S8. 4	長(兼)専1	822	東津軽郡(東平内村・西平内村・小湊村) 上北郡(野辺地町・甲地村・横浜村)
三本木町	〃 S8. 5	長(兼)専1	534	上北郡(三本木町・十和田村・藤板村・四和村)
黒石町	〃 S8. 6	長(兼)専2 独	4,284	南津軽郡内各町村
五所川原町	〃 S8.12	長(兼)専1兼2	450	北津軽郡内各町村
七戸町	〃 S8.10	長(兼)専1兼1	480	上北郡(天間林村・浦野館村・大深内村・七戸町)
館村	〃 S9. 1	長(兼)専1兼1 季	459	三戸郡(館村)

注) 1. 青森地方職業紹介事務局 (1935) より。  
2. 長(兼)は所長が兼職であることを示す。また、[独]は独立場屋を[季]は季節的開設を示す。

青森事務局を中心とする職業紹介事業の活動が漁業出稼者に対する職業紹介を主要な分野としていたことを裏

書きするものと言えよう。

表12は、昭和十年三月時点における青森県内二一か所の職業紹介所の概況である。青森市・八戸市・弘前市・黒石市を除いて独立場屋を持たず役場庁舎の一部に兼任の所長を置く程度のものであった。また、百石町・脇野沢村・後潟村・館村は、漁業出稼ぎ者のためだけの季節的開設であった。とはいえ、百石町を除くとすべてが専任の職員を置いている点は注目される。また、県内二一か所の職業紹介所は、数的に見て決して十分とは言えなかつたが、一応、それぞれが自町村だけでなく近隣の町村を管轄することによって、県全体をカバーできるようになっていたことも見逃せない点である。

### (3) 出稼労働者保護組合

こうして、「昭和五年当局開設以後ハ先ツ汽車汽船賃割引ノ特典利用ニヨル旅費ノ節約ヲ目的トシテ季節的紹介所ノ普及ヲ見、当局取扱要綱ノ実施督励ト相俟ツテ稍軌道ニ入ルニ至レリ」(労働資料センター、一九二八、「東北ノ出稼漁夫保護組合ノ沿革」とあるように、次第に漁業出稼ぎ者への就業先紹介は、職業紹介所へと移行していった。なお、ここで汽車汽船賃割引とあるのは、職業紹介法によって職業紹介機関の紹介により三か月以上就職するものについて汽車汽船賃を五割引するというもので、営利職業紹介を排除し、公設職業紹介所の利用を進める有力な武器であった。漁業出稼ぎの場合は、三か月以上という基準が微妙であったが、五割引という特典は

魅力的で、紹介所の勢力拡大に大いに作用するものであった。

しかし、このような職業紹介所の勢力拡大で当然問題となってくるのは、それまでの出稼漁夫供給組合との関係である。供給組合の名称を保護組合に変えることは、極めて簡単であるが、問題は保護組合の内実である。この点は、特別委員会でも大いに論議となった点であった。

すなわち、「本問題ニ関シ特ニ論議セラレタルハ組合経費ノ負担方法ナリ」とあるように、従来組合の経費は求人者からの手数料収入であったが、職業紹介所が紹介斡旋の中心となれば、職業紹介無料主義の原則からそのような収入は期待できなくなる。「而シテ之カ経費ハ労働者相互扶助ノ觀念ヲ涵養セシムル為組合員タル労働者ノ醸出ニ依ラシムル」こととなるが、「保護組合ニ於テ信用、傷病、災害並失業等ニ対スル保障ノ事業モ行ハムトスル場合ニ於テハ」とても間に合わない。したがって、「其ノ負担ノ程度ハ雇主、労働者及公共団体ノ三者間ニ於ケル公平」な方法を講じなければならぬ。しかし、そのような問題は、「職業紹介機関活動の範囲外ニ巨ル所ナルヲ以テ特ニ之ヲ答申ノ本文ニ表スコト」は避けられ、ただ報告書に特記し、将来の関係当局の「参考ニ供セントス」というところに止められた(労働資料センター、一九三三)。

また、「出稼漁夫職業紹介要綱」においても、「求人者ニ於テ其ノ紹介シタル就業者ニ対シ信用保障ヲ求ムル場合ニ於テハ関係保護組合ト連絡シ適當ノ措置ヲ講スルコ



ト、此場合ハ職業紹介所ニ於テハ其ノ責任ヲ負ヒ得サルハ勿論ナリ」とあるように、出稼ぎ者の信用保障は保護組合に期待していた。しかし、その後保護組合に信用や傷病・災害・失業などを保障するための施策が採られたわけではなく、以下のように、職業紹介所と保護組合との関係は必ずしも円満とは言えなかった。

「元來組合ハ供給ヲ目的トシテ設立セラレ居ル為紹介所ノ普及ト供給事業ノ移管トヲ自ラノ機能ヲ奪ハルルガ如ク考ヘ居リ、仲々保護ノミニ專念シ得ズ、又漁夫モ旧慣ニ泥ミ今尚組合ヨリ紹介セラレ、紹介所ハ割引券ノ発行所ナリト考ヘ居リ、紹介所ト組合トハ必ズシモ円満ナラザリキ」（労働資料センター、一九二八、「東北ノ出稼漁夫保護組合ノ沿革」）。

このように、出稼ぎ者と需要地との永年の縁故的關係から、保護組合となつて以降も運賃割引の關係から形式上は職業紹介所の紹介のようにして、實質的には依然として組合が紹介と身元保証を行っている場合も少なくなかったことがわかる。ただし、漁業出稼ぎ者をめぐる経済環境が大きく変わってきたことも見逃せない点である。すなわち、すでに見てきたように供給組合が作られた当時は、未だ雇用主による漁夫争奪戦が展開されていた時期で、供給組合が就職先を見つけることに難はなかった。それが昭和恐慌によつて出稼ぎ先も急減する状況においては、出稼ぎ先の紹介は容易でなくなつてきたのである。先の資料にも「大ナル勢力ト重大ナル利害關係ヲ有シタル組合ノ現在没落シ紹介所ニ供給セラルルニ至リタルハ

紹介所ノ活動ノ結果ヨリモ寧口漁業不振ト農村不況ニヨル漁夫過剰ノ故ナリ」（同）とある。

そこで實際の保護組合の活動状況を、青森地方職業紹介事務局（一九三五）に収録されている調査事例から見しておくことにしよう。

まず、北津軽郡五所川原町では、「本町の保護組合は本町より出稼する労働者と本組合の賛助者を以て組織している。昭和八年度の組合員数僅か一八名に過ぎず、組合経費も七六円にして、其の活動の状況として見るべきものない」（四八ページ）とある。次に、上北郡七戸町では、「本町の出稼者保護組合は本町民にて組合の信用保証を得て県外へ出稼する者が役員を以つて組織している。組合長は町長其の任に当り、副組合長は助役其の任に当たっている。現在組合員百名近くあるが其の經理の状況は昭和八年度に於て収入の部一八六円内五〇円求人者からの寄付金其他は繰越金と預金利子となつており主たる支出は事務費手当会議費等にて組合員又は其の家族の保護の為費用されたるものは見受けられない、斯くて保護組合としての存立の意義を薄らぐものと云はねばならぬ」（五八ページ）とある。

また、上北郡浦野館村では、「浦野館村内を区域として出稼者保護組合が設立せられている。組合員は本村より県外へ出稼する者及組合長の推薦による賛助員を以つて組織している。現在組合員は三〇〇人を超えている。昭和八年度の収支決算の状況は、収入の部は二七二円九二銭で、内求人者よりの寄付金一五二円七〇銭、前年度

繰越金一二〇円二一銭であり、支出の部は翌年度繰越金一四二円二一銭の外大部分は幹事及役員の手当、或は賞与として支出され、真に出稼者を対象として其の福利増進のため支出せられた費用としてみるべきものがないが、特に掲ぐれば只一つ出稼者に対し村の現況を述べ、激励と慰問を兼ねて文書を発送せる事例位のものである」(七〇ページ)。

このように保護組合と名前を変えた組織は、従来の手数料を寄付金と読み替えて、これといった事業をすることもなく退嬰的に存続していたことがわかる。青森事務局としても保護組合のこのような状況を問題と認識してはいたが、それを改善する有効な手だてはとれなかつたようである。

(4) 青森地方職業紹介事務局のその他の事業

そこで、最後に労働資料セ

表13 昭和8年度青森地方職業紹介所管内取扱成績 単位：人、%

	求人数	求職者数	就職者数 (就職率)	内) 漁業出稼 ぎ者 (比率)	需 要 地			
					北海道	樺太	北洋	その他
北海道	81,694	45,162	27,654(61.2)	10,188(36.8)	1,842	123	8,223	0
青森	11,679	24,243	20,836(86.0)	13,402(64.3)	8,815	1,680	2,881	26
岩手	8,992	10,428	8,857(85.0)	2,466(27.8)	1,233	681	554	0
秋田	14,134	17,428	14,691(84.3)	8,336(56.7)	3,553	1,318	3,409	56
山形	9,278	9,228	6,268(68.0)	891(14.2)	270	617	2	2
宮城	6,025	10,679	2,241(21.0)	-				
福島	8,704	5,975	3,669(61.4)	-				
合計	142,562	123,139	84,216(68.4)	35,285(41.9)	15,713	4,419	15,069	84

注) 労働資料センター(1930)より。

ンター(一九三〇)に収録されている「昭和九年五月十五日管内職業紹介事業概況」から、事務局全体の事業成績について見ておくこととしよう。

表13のように、青森事務局管内の総求人数は一四万人強であったが、その半分以上を北海道が占めており、総求職者については一二万人強であったが、北海道と青森県・岩手県・秋田県で八割近くを占めていた。このように「求人ニ於ケル北海道、求職、就職ニ於ケル青森、秋田ガ多数ヲ示シテイルノハ大部分出稼漁夫ノ影響ニ依ルモノデ両者ガ相互ニ密接ナ需給上ノ相関関係ニ置カレテイル証左デアル」。確かに、就職者総数の四割が漁業出稼ぎ者で、その比率は青森県では六割、秋田県では五割を超えているのである。

このように青森事務局管内の職業紹介事業は、北海道と北東北での漁業出稼ぎ者の職業紹介が中心的な位置を占めていたことが改めて確認できる。

その他の職業紹介としては、日雇い労働紹介・少年職業紹介・俸給生活者紹介・除隊兵職業紹介・女工紹介・除雪人夫紹介などの事業が取り組まれていた。このうち、日雇い労働紹介は、「失業応急関係ノ土木事業ノ各地ニ開始セラレ」た関係から、昭和七年の求人数五〇万人、求職者数六六万人から、昭和八年には求人数三四〇万人、求職者数三三〇万人へと大幅な増加を示している。女工紹介も、製糸、紡績ともに増加し、昭和八年は製糸で一七五人、紡績で四六二人が就職している。除雪人夫紹介も札幌・仙台の両鉄道局長に公益職業紹介所の利用を

要望することによって、増加を見せている。

## おわりに

高い人口自然増加率から過剰人口を多数抱え込んだ戦前期の青森県農山漁村にとって、出稼ぎは零細な経営規模層にとっては必要不可欠なものであった。しかし、戦前期の青森県における出稼ぎは、男子による北海道・樺太方面への漁業出稼ぎに極端なほどに集中するという特徴を持っていた。なぜ、そのような多様性に欠けるものとなったかは、様々な歴史的・文化的・地理的要因を加味して文化人類学的に別途考察されねばならない課題である。本稿が確認した最初の点は、そのような青森県からの出稼ぎが農業者と漁業者ほぼ半々で担われており、且つ北海道の鯨漁業、樺太の鯨鮭鱒漁業、そして露領カムチャツカの蟹鮭鱒漁業などを支える中核的部分であったという事実である。

それゆえに、第一次大戦後に漁夫募集の争奪戦が展開され、募集経費が騰貴していく状況は、中小規模の経営者が多数を占める北海道の鯨漁業にとっては、深刻な問題であった。北海道庁や東京地方職業紹介事務局が中心となって、季節的な出稼ぎ者に対する調査を行い関係者による会議がもたれる主要な背景は、このような経営者側の抱える問題に対処するためであった。こうした結果として、漁夫供給地における市町村が中心となって出稼漁夫供給組合を組織し、出稼証明書を発給して身元保証

を行う体制が大正末期に急速に普及した。青森県においても短期間に一―二町村に供給組合が設立されている。ただし、この供給組合の活動も身元保証の役割は果たしたものの、需要地との連絡が十分でないことから、漁業経営者若しくはその代理人が出張して漁夫を募集し、契約を交わすという形態を変えるまでには至らなかったのである。

こうして、漁業出稼ぎ者の募集形態の近代化という課題は、昭和五年六月に青森市に開設された青森地方職業紹介事務局へ持ち越されることとなった。青森事務局では、内務大臣からの諮問に答える形で「出稼漁夫職業紹介要綱」を作成し、漁業出稼ぎ者に対する職業紹介を本的に強化する方針の下に昭和六年十二月に大規模な会議を行い、職業紹介所の普及を開始した。その結果、季節的な職業紹介所も含めて青森・秋田・岩手の三県については、職業紹介所の設置数も増加し、就職者数の増加も順調な伸展を見せた。ただし、青森事務局の日雇い職業紹介や除隊兵職業紹介・女工紹介など他の事業の展開にも関わらず、漁業出稼ぎと関係の薄い宮城・山形・福島島の三県では、職業紹介所の設置も進まず、就業者の増加も見られるほどでもなかった。

職業紹介所による漁業出稼ぎ者の取扱が増加した一つの要因は、職業紹介所の紹介によって汽車汽船賃割引の特典が得られるという点であった。このために、形式だけ職業紹介所の紹介により運賃割引の特典を受け、実質的には旧供給組合から紹介を受けるような関係も存続し

た。ただし、昭和恐慌にいたって出稼ぎ先の確保が難しくなってきたが、旧供給組合の職業紹介の機能は衰えざるを得なかった。供給組合は職業紹介所の普及により、名称を保護組合に変え、信用や傷病・災害・さらに失業などに対する保障の事業を行うことを期待されたが、そもそも行政的の上から作られたもので、組合員の団結力はなく、求人者からの寄付によりつつただ役員手当を払い続けるだけの退嬰的(たいえい)な組織として存続していたものもあった。

いずれにしても、昭和戦前期の青森事務局を中心とする取り組みによって、無料主義の原則に基づく公的な職業紹介の枠組みの中に青森県をはじめとする北海道方面への漁業出稼ぎが取り込まれることになったことは確かである。これは間違いなく戦後の出稼ぎ行政の基礎を形作るものと考えられる。しかし、それは出稼ぎ者が必要とする産業への配慮、出稼ぎ所得へ依存する地域経済への配慮から進められたもので、出稼ぎ者本人の福利厚生や保障の面では、保護組合の実態が示すように十分な施策は見られなかった。また、出稼ぎ者自身にも組織力によって保障を要求していくような主体性は、見られなかったのである。

このような一つ一つの保護組合の実態や戦時統制の下での季節的移動労働者の存在形態、そしてまた戦後とのつながりなどをより詳しく検討していくことが、本稿に引き続き研究の課題となるだろう。

(注)

(1) 農林省農務局が昭和二年の調査結果をまとめた「農漁村ノ勞力移動狀況調査(副業参考資料三三)」(農林省農務局、一九二九)でも、青森県の出稼ぎ(Ⅱ「時的難村」)で「漁業」となっているものは、九三一九人すべてが「漁業者」となっている。その「主ナル出先地名」は「北海道・樺太・露領カムチャツカ」、「主なる地元名」は「三戸郡、上北郡、下北郡、東津軽郡、西津軽郡沿岸地」となっており、備考として「概ネ三月出發、約三ヶ月滞在」となっている。一方、「農業者」の出稼ぎは五六六人すべてが「農業」となっており、「樺太・北海道」方面へ「県内一円」から「概ネ四月出發、約七ヶ月滞在」と記されている(三一頁)。

(2) この資料は、「大正十二年八月一日より社会課員を主要なる鯉漁場に派し町村役場、水産組合等の協力に依りて経営者各戸に就て大正十二年漁期に於ける漁業労働者の実地調査を開始し八月十七日終了した」調査結果である。

(3) この資料は、「季節的職業紹介事業実施ノ前提トシテ必要」であるとして、「大正十三年五月北海道留萌ニ於ケル鯉漁場ノ實際ニツキ調査セル要領ニ基キ、鯉漁業ノ本態ト之ニ従事スル出稼漁夫ノ勞務關係ヲ抄録シタルモノ」(序)である。

(4) 中央職業紹介事務局(一九二九)六五頁。

(5) 北海道出稼人証明規則は、明治三十五年十二月に青森県令第六四号として制定されたもので、大正二年・大正九年・大正十四年にそれぞれ改正され、十四年の改正では、「県外出稼者組合ノ設立セラレタル市町村ニ於テハ組合長ノ証明ヲ以テ之ニ代フ」が第一条に付け加えられた(中央職業紹介事務局、一九二九、六七頁)。

(6) 「出稼漁夫職業紹介要綱」も、求人者に指名による求人者認め、永年の縁故的關係を容認する姿勢を示しているが、「但シ窮迫セル求職者多キ現状ニ鑑ミ可成多数ノ新規採用者ヲ得ル様求人者ノ理解ヲ求ムルコト」と、昭和恐慌による就職難の状況について触れている。

(7) 労働資料センター(一九二八)には、事務局の職員によって作成されたと思われる「出稼漁夫保護組合改善私案」なる文書があり、現状は極めて問題であ

△参考文献目録▽

るとして寄付金の統制や職業紹介所との提携などを提案している。

いた。記して感謝したい。

青森県出稼組合連合会、不明、『県外出稼二関スル調査書』（労働資料センター、

一九二八、『出稼労働者保護組合関係資料（東北地方）』に収録）

青森地方職業紹介事務局、一九三五、『東北地方北海道農山漁村職業紹介の問  
題』

上田貞次郎・小田橋貞寿、一九三五、『人口統計より観たる東北地方』『社会政  
策時報』一七四

厚生省職業部、一九三九、『昭和十一年中に於ける出稼者に関する調査概要』

社会局社会部、一九三七、『昭和九年中に於ける出稼者に関する調査概要』

玉真之介、一九九九、『青森県における小作条件と小作争議』『青森県史研究』  
第三号

中央職業紹介事務局、一九二九、『出稼漁夫供給組合調査』

中央職業紹介事務局、一九三五、『昭和七年中に於ける道府県外出稼者に関す  
る調査概要』

東京地方職業紹介事務局、一九二五、『北海道鯨漁業と其労働事情』

中島仁之助、一九三五、『労力移動上より観たる東北問題（上）（下）』『社会政  
策時報』一七四、一七五

農林省農務局、一九二九、『農漁村ノ労力移動状況調査』

農林省農務局、一九三一、『地方別小作争議概要』

北海道庁、一九二三、『季節的移動労働者に関する調査』  
労働省編、一九六一、『労働行政史』第一卷、労働法令協会

労働資料センター、一九二八、『出稼労働者保護組合関係資料（東北地方）』

労働資料センター、一九三〇、『青森地方職業紹介事務局関係資料（一）』

労働資料センター、一九三一、『出稼漁夫関係資料（三）』

労働資料センター、一九三二、『出稼漁夫関係資料（三）』

労働資料センター、一九三三、『出稼漁夫関係資料（四）』

〔付記〕本稿では、北海道労働資料センター所蔵の資料を多数利用させていただ